

第1回「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」議事要旨

1 日時

平成25年6月12日(水) 午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

警察庁第2会議室

3 出席者

| | | |
|----|------|--------------------------------|
| 委員 | 相澤直樹 | 一般社団法人全国銀行協会業務部長 |
| | 金子正志 | 弁護士 |
| | 釘宮悦子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事 |
| | 小林勇 | 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事 |
| | 櫻井敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| | 安富潔 | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授(座長) |

4 配付資料

第1回配付資料

5 議事要旨

- (1) 組織犯罪対策部長挨拶
- (2) 座長選出
- (3) 出席者紹介
- (4) 事務局説明・委員所見発表

警察庁から、配付資料に沿って説明し、委員から所見の発表がなされた。主な所見の内容については以下のとおり。

- ・ 銀行業界としては、お客様のご理解が得られることを前提として、FATFの指摘事項にできる限り前向きに対応しなければならないと考えている。
- ・ 第4次FATF勧告の相互審査ではマネロン対策としての実効性が問われるため、その対応も視野に入れた上で、中長期的な我が国としてのマネロン対策をどうするのかを議論したい。顧客や事業者に非常に大きな影響を及ぼすものであるから、ぜひ安定的な制度の構築をお願いしたい。
- ・ 既に第3次FATF勧告を卒業した国々は、法律の規定は整備されているが、実際に事業者がそのとおりにやっているのかについて、この場で説明してもらいたい。
- ・ 銀行以外の信用金庫、信用組合、農協、保険及び証券といった金融機関についても、ヒアリングを行うなどの方法によって、その業界の事情を反映させるなど、十分な配慮をお願いしたい。
- ・ 顧客管理の強化については、顧客である国民において、国際社会の一員として行っていかなければならないということを十分に認識及び理解することが必要であ

る。そのためには、事業者による説明のほか、政府による筋の通った方針、広報等が不可欠であることから、今後、そういった点を含めて検討してもらいたい。

- ・ F A T F 勧告をクリアするに当たって、具体的に何を行えばよいのか、実務的に行うことができないのではないかと心配が多々ある。そこで、勧告をクリアしている国が具体的にどのような対応をしているのかを随時事務局から紹介してもらえると具体的な対応の検討の参考になるのではないか。
- ・ F A T F の指摘事項について、これは日本ではできないと片づけてしまうのでは、何も前に進まないと考えている。その中で、F A T F が相互審査における評価において、どういうところを見ているかという評価のロジック等が分かると、F A T F 勧告をクリアするためにはどうすればよいかということについての検討が進むのではないか。
- ・ 反社会的勢力の個々具体的な事案での排除の場合は、個々の場面のみを捉えているが、金融機関等は相当数の顧客を管理しなければならないことから、それらの顧客に対して、一律に顧客管理を行う体制がとれるかということも含めて検討を行わないと、実際には何もできないということになりかねない。そのような具体的な対応の部分も含めて、次回から議論していきたい。
- ・ 具体的な問題ごとに、何が求められているのかということについて、まず事務局でかみ砕き、懇談会出席者の認識をはっきりさせた上で、どういう対応ができるかということ議論できるよう条件整備をしていただきたい。
- ・ このテーマに限られないが、国際基準自体がどんどんと変わっていき、また、その基準で示された概念が日本のそれに合っていないという状況で、基準に沿った具体的な方策を執らざるを得ず、法制化を求められるようなことがある。そのままではわが国の法制度で上手く受け止めきれないという部分があり、更に国際基準が五月雨式に変わっていくという中、制度設計については相当頭を柔らかくして検討する必要がある。
- ・ F A T F の指摘事項はかなり厳しいというだけではなく、日本の文化に合わないところもあるのではないかとといったことや、事業者の実際の業務に当てはめた場合に、本当にそこまでできるのかといった疑問がかなりあった。今後、懇談会で意見を交わし、あるいは質問を行う中で勉強していきたい。
- ・ 顧客の立場からすると、写真付きでない証明書類についての論点が直接的に関係するところが大きい問題であると思う。実際の取引の際に、各事業者がどのような証明書類で確認を行っているかという実例を見ていく必要があるのではないか。
- ・ それぞれの取引がハイリスク、中リスク又はローリスクに当たるかといったことや、それぞれの取引の場合に、どのような措置が求められるのかといったことが見えてくれば、顧客の立場から、できる、できない、又はもっとこうすればいいのではないかとといったところが吟味しやすくなるのではないか。
- ・ 全体的に、振り込め詐欺等の未然防止につながるのであれば、一定程度、顧客の負担が増えるとしても、前向きに考えていきたい。